

地方税法施行令等の一部を改正する政令の概要

令和 4 年 3 月
総 務 省

1 改正の趣旨

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、不動産取得税、固定資産税等に係る課税の特例に関する細目を定めるとともに、特定徴収金に係る地方税について所要の規定の整備等を行う。

2 主な改正の内容

(1) 不動産取得税、固定資産税等に係る課税の特例に関する細目

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する認定医療機関開設者が、認定再編計画に基づく医療機関の再編の事業により取得した一定の不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について、その対象となる不動産の細目（※）を定める。

※ 宿舍の用に供する不動産を対象から除くもの。

(2) 特定徴収金に係る地方税についての所要の規定の整備

地方税共通納税システムの対象となる特定徴収金に係る地方税を全ての税目に拡大する。

3 施行期日

原則として令和 4 年 4 月 1 日